豊岡市地域密着型特別養護老人ホーム ここのか利用料金表《ユニット型個室》

※居室は、ユニット型個室のみとなります。

令和8年8月1日現在

当施設の利用に要する費用は、要介護度によって異なりますが、主に①介護サービス費、②居住費、③食費からなり、
①介護サービス費は原則利用者が１割負担（所得により２割負担又は３割負担の場合もあります）、②居住費、③食費は原則全額負担であり、月額の目安は以下のとおりです。

介護度	利用者負担段階	①介護サービス費（日額）１割負担の額	②居 住 費	③食 費（日額）	日 額	④月額計算例（30 日で計算）
要介護5	第４段階	1322	2,600	1,800	5,722	171,720
	第3-2段階		1,470	1,420	4,212	126,420
	第3-1段階		1,370	680	3,372	101,220
	第２段階		880	390	2,592	77,820
	第１段階		880	300	2,502	75,120
要介護4	第４段階	1240	2,600	1,800	5,640	169,260
	第3-2段階		1,470	1,420	4,130	123,960
	第3-1段階		1,370	680	3,290	98,760
	第２段階		880	390	2,510	75,360
	第１段階		880	300	2,420	72,660
要介護3	第４段階	1154	2,600	1,800	5,554	166,680
	第3-2段階		1,470	1,420	4,044	121,380
	第3-1段階		1,370	680	3,204	96,180
	第２段階		880	390	2,424	72,780
	第１段階		880	300	2,334	70,080
要介護2	第４段階	1065	2,600	1,800	5,465	164,010
	第3-2段階		1,470	1,420	3,955	118,710
	第3-1段階		1,370	680	3,115	93,510
	第２段階		880	390	2,335	70,110
	第１段階		880	300	2,245	67,410
要介護1	第４段階	982	2,600	1,800	5,382	161,520
	第3-2段階		1,470	1,420	3,872	116,220
	第3-1段階		1,370	680	3,032	91,020
	第２段階		880	390	2,252	67,620
	第１段階		880	300	2,162	64,920

①に含まれる日額の加算内容

加算項目	内容等	日 額
看護体制加算（Ⅰ）イ	常勤看護師１名以上配置	12
看護体制加算（Ⅱ）イ	①看護職員を常勤換算方法で２名以上配置していること。②オンコールでの体制の確保	23
夜勤職員配置加算（Ⅳ）イ	朝夕を含む夜間帯に職員を厚く配置している場合	61
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	重度要介護者に対する体制加算	46
栄養マネジメント強化加算	継続的な栄養管理を強化して実施した場合	11
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ	厚生労働省で定める基準に適合している介護職員の人材確保・処遇安定等の改善を実施している事業者の場合	所定単位×176/1000

④に含まれる月額の加算内容

加算項目	内容等	月額
科学的会推進体制加算	入居者毎の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービス計画を見直して行く取り組みを行った場合	50
生産性向上推進体制加算Ⅱ	生産性向上への取り組みを行い、体制の整備を行った場合	10

該当者のみ加算される費用（①に加算される１割負担の額）

加算項目	内容等	日 額	月額
初期加算	入居後３０日間算定	30	－
外泊加算	月に６日間まで	246	－
療養食加算	療養食の提供（１回につき）	6	－
看取り介護加算	死亡日から遡り４５日目から３１日目まで	72	－
看取り介護加算	死亡日から遡り３０日目から４日目まで	144	－
看取り介護加算	死亡日の前々日と前日	780	－
看取り介護加算	死亡した日	1,580	－
経口維持加算（Ⅰ）	著しい摂食障害の者	－	400
経口維持加算（Ⅱ）	摂食障害の者	－	100

＊その他加算を算定させて頂く場合もございます。

※ 医療費、薬剤費、散髪代、日用品、生活用品、食品等々の立替金管理を行った場合、1ヶ月あたり1,000円となっています。
※ 理容・美容のサービスを利用して頂いた場合、実費1900円～からご利用できます。
※ 食費は１日１食以上提供した場合に日額を計上します。
※ 第１段階～第３段階の軽減適用を受けるには、市町村の発行する「介護保険負担限度額認定証」等が必要です。
※ 生活保護受給者のユニット型個室利用については豊岡市にご確認ください。
※ 利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。
※ 本料金表の額については、目安の金額を表示しております。